

平成30年度

事業計画書  
資金収支予算書

社会福祉法人

米子市社会福祉協議会

## 米子市社会福祉協議会の使命

住民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進

## 米子市社会福祉協議会の経営理念・経営方針

### 《経営理念》

誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり

### 《経営方針》

- 私たちは、地域住民と協調し、誰もが支え合い助け合う  
安心して暮らすことができるまちづくりをめざします。
- 私たちは、地域の福祉ニーズに基づく取り組みを進め、  
住民参加の総合的支援体制をつくることをめざします。
- 私たちは、運営の透明性と中立性、公正さを確保し、  
住民に信頼される組織をめざします。
- 私たちは、地域福祉事業を確実かつ効果的に行うため、  
運営体制を強化するとともに、専門性と実践力を高めます。

---

## 目 次

I	はじめに	1
II	基本方針	1
III	重点目標	1
IV	重点目標の実現に向けた施策の考え方	2
V	具体的事業計画	4
VI	拠点区分 資金収支予算書	11
VII	サービス区分 資金収支予算書	23

# 平成30年度事業計画

## I はじめに

近年の少子高齢社会の進行や経済情勢、雇用環境の厳しさ、生活様式の変化等は、社会的孤立、経済困窮、排除といった様々な問題を引き起こしています。さらに、生活困窮の要因となる個人や世帯の福祉課題、生活課題は複合し、複雑かつ深刻なものとなっており、新しい支援のあり方が求められています。

このような状況から、国においては一億総活躍プランで示された「地域共生社会」の実現に向けた施策がすすめられるなか、昨年12月に「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制の整備に向けた指針が示されました。また、本年度は、生活困窮者自立支援制度や介護保険制度等の制度改正が予定されています。

米子市では市長公約実現に向けた予算編成と機動的かつ効果的な施策の展開を図るための機構改革により、「住んで楽しいまちづくり」の実現を目指し、伊木市政が本格的に始動しました。併せて、住民に身近な圏域において、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を図るための包括的な支援体制づくりや地域福祉計画の改定準備がすすんでいます。

米子市社会福祉協議会も新しい役員体制では初めての事業計画予算編成となります。本年度の予算編成は、田後会長のリーダーシップにより、更なる経営組織のガバナンス強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取り組みを進め、地域福祉を推進する協議体としての特性を発揮して、「誰もが自分らしく、安心して生活を送ることができる地域社会の実現」に向けて、スピード感を持って推進するための体制の整備と予算編成内容としたところです。

## II 基本方針

＝ 誰もが自分らしく、安心して生活を送ることができる地域社会の実現 ＝

誰もが自分らしく、安心して生活を送ることができる地域社会の実現を推進するため、市民から信頼され、頼りにされる米子市社会福祉協議会を目指します。

職員一人ひとりが「輝き、ときめき活躍する」ことにより、地域に笑顔があふれる事業展開を図ります。

## III 重点目標

- 1 事業推進体制の整備（機構改革、専門委員会、プロジェクトチームの活用）
- 2 財政基盤の強化（第2次発展・強化計画の具現化）
- 3 地域福祉事業の推進（地区社協、自治連等との協働による地域づくりの推進）
- 4 生活支援・総合相談事業の推進（よなご暮らしサポートセンターの機能強化）
- 5 広報活動の推進（よなご社協だより、ホームページ、マスコミへの積極的情報提供）

#### IV 重点目標の実現に向けた施策の考え方

##### 1 事業推進体制の整備

事業運営を機動的かつ効果的に推進するため、事業推進組織の体制を再編し、4課体制から4課・2室・1センターに組織を再編します。

また、理事会設置の各委員会での議論の活性化を図り、委員の知見を法人運営へ反映させるとともに、法人運営上の重要課題に対しては課を横断したプロジェクトチームの活用により事業の確実な推進を図ります。

=組織改編=

○総務福祉課	➡	○総務財政課
		○企画広報室
○地域福祉課	➡	○地域福祉推進室
		○市民参画推進課
		○よなご暮らしサポートセンター
○介護事業課		○介護事業課
○地域包括支援課		○地域包括支援課

=委員会=

○福祉バス運営委員会	バスの購入、利便性の向上、利用者負担金等の協議・検討
○広報委員会	広報、情報発信、情報収集等の協議・検討
○総務・財政委員会	財政の健全運営に係る協議・検討
○介護事業検討委員会	介護事業の経営及び諸課題の協議・検討
○地域福祉推進委員会	地域福祉推進に係る調査・研究・協議

=プロジェクトチーム=

- 会員拡大
- 情報発信

職員のキャリアアップについては、国の助成金を活用し、非正規職員の正規職員化、処遇改善の取り組みを行い、職員の意欲、能力を向上させ、事業の効率性を高め、優秀な人材の確保に努めます。

また、職員の採用及びキャリアアップについては、経営状況、業務内容、年齢構成等を踏まえ、将来を見据えた職員採用計画、キャリアアップ計画に基づき計画的に実施することとし、未来につながる米子市社会福祉協議会を支える基盤づくりとします。

##### 2 財政基盤の強化

「地域共生社会」の実現を図るべく、組織・財政・運営についての中期的な経営目標、戦略の策定、体制整備等、具体的な取り組みをまとめ、運営体制を強化することを目的に策定した第2次発展・強化計画の具現化、改革（発展強化）の実行・推進を図ります。

社会福祉協議会は、地域住民と民間団体との協働による地域福祉を推進する公共性が高い事業を行うことから、財源の多くの部分を補助金、受託金の公的財源で運営しています。

そのため、自治体や地域住民に本会の理念や事業を理解してもらうよう努め、事業を安定的に運営するため、引き続き公的財源を確保していく必要があります。

ただし、行政依存ではなく、自立した社会福祉法人としての自覚のもと、行政のパートナーとして相応しい、地域福祉を推進するために不可欠な存在にならなければなりません。

また、公的財源は、その時々为国・県・市の財政状況や政策、社会情勢等により左右されることから、経営基盤の強化を図るためには自主財源の確保が不可欠です。

総務・財政委員会の議論、会員拡大プロジェクトチームを結成して、経営基盤の強化を図ってまいります。

- 会費（一般会費、団体会費、賛助会費）納入の意味についての周知と拡大に取り組みます。
- 寄付金（香典返し寄付金、一般寄付、交通遺児寄付金）の確保と拡大に取り組みます。
- 共同募金への理解と周知を図ります。
- 介護保険事業の安定的経営を図ります。
- 組織の基盤である自治連、地区社協、民生・児童委員との連携強化を図ります。

### 3 地域福祉事業の推進

誰もが自分らしく、安心して生活を送ることができる地域社会の実現を推進するため、地域に出かけて、協働による地域づくりの推進を図ります。

地域福祉推進室を新設することにより、推進体制の強化を図ります。また、地域福祉推進委員会で住民ニーズについて調査・研究・議論を展開し事業運営に反映させます。

### 4 生活支援・総合相談事業の推進

よなご暮らしサポートセンターの体制整備及び機能強化により、生活支援・総合相談支援事業の推進を図ります。

また、地域包括支援課とも連携して、個別支援の充実を図ります。

### 5 広報活動の推進

よなご社協だより、ホームページ、マスコミへの積極的情報提供により、活動内容、啓発事項、本会の事業展開の考え方等について市民周知を図ることによって米子市社会福祉協議会の存在をアピールし、本会の賛同者、理解者、支援者、応援団を増やします。

広報委員会での議論、情報発信プロジェクトチームの結成により、広報活動の推進を図ります。

## V 具体的事業計画

### 事業・活動の内容

#### 1 法人運営事業

地域のニーズに対応し公益的な取組を行う社会福祉法人として適切な法人運営に努めます。また、安定的な事業運営と財政の健全化を目指し、広報活動等による情報発信に努め地域から信頼される組織づくりを進めます。

##### (1) 会議の開催

- ①正副会長会の開催
- ②理事会、評議員会の開催
- ③監事会の開催
- ④委員会等の開催
  - ・評議員選任・解任委員会の開催
  - ・総務・財政委員会の開催
  - ・福祉バス運営委員会の開催
  - ・広報委員会の開催
  - ・介護事業検討委員会の開催
  - ・地域福祉推進委員会の開催

##### (2) 苦情対応・解決

- ①苦情解決第三者委員、苦情受付担当者、苦情解決責任者の配置
- ②研修会への参加

##### (3) 財源の確保

- ・会員制度の周知と加入促進
- ・公的、民間助成制度の活用

##### (4) 共同募金の実施

- ・募金活動の充実と財源（配分金）確保

##### (5) 広報活動の実施

- ①会報「よなご社協だより」の発行（年4回発行）
- ②ホームページによる情報発信

##### (6) 情報公開及び個人情報保護

- ①情報公開
- ②個人情報保護

##### (7) 福祉人材育成のための実習生の受け入れ

- ①社会福祉士養成のための実習

##### (8) 大会・研修会の開催及び参加

- ①第51回米子市社会福祉大会の開催
- ②米子市精霊会・流灯会の開催
- ③米子市民余芸大会の共催

- ④市、県、国及び県社協主催の大会・研修会への参加
- (9) 顕彰の実施
  - ①米子市社会福祉協議会長表彰並びに感謝状の贈呈
  - ②米子市及び県社協への候補者の推薦
- (10) 米子市社会福祉法人等連絡会の開催
- (11) 災害ボランティアセンター設置、運営

## 2 地域福祉事業

現在、米子市の27公民館区域には、すべてに地区社協があり、各地区社協を中心にそれぞれの地域で福祉活動が展開されています。

米子市全体の福祉の底上げを目指して、地域福祉コーディネーターを配置し、地区社協単位での地域福祉活動を活性化していくために、様々な事業所や機関、住民団体、行政等との協働を推進します。

- (1) 地域支援事業
  - ①地域福祉コーディネート事業（市行政委託事業）
  - ②地区における地域福祉推進委員会の整備
  - ③地区版地域福祉活動計画作成の推進
  - ④災害時における支え愛地域づくり推進事業
  - ⑤地域での福祉教育の推進
  - ⑥地域立子どもの遊び場の支援
  - ⑦各公民館・自治連合会・民生児童委員協議会等との連携
- (2) 地区社協活動支援事業
  - ①地区社協活動財源の支援
  - ②地区社協への各種情報提供
  - ③地区敬老事業の検討

## 3 生活支援・総合相談事業（よなご暮らしサポートセンター）

「よなご暮らしサポートセンター」では、様々な福祉課題を抱えた人々の相談窓口を一本化(丸ごと)し、専門職による相談体制の強化を図り、個々の人々が抱える福祉課題について、制度を横断しながら解決への道を模索し、社会的孤立を防ぐ、個別・生活支援を推進します。

また、生活困窮者自立相談支援事業は、縦割りの福祉の弊害、制度の狭間にある「生活困窮者」への支援を展開することにより認知度を高め、個別・生活支援事業の中核的な地位を確立するよう努めます。

- (1) 生活困窮者自立相談支援事業の実施（市行政委託事業）
  - ①自立むけた相談支援の展開
  - ②就労活動の支援
  - ③自立支援計画の作成
  - ④支援調整会議の開催(毎月1回)

- ⑤支援ネットワーク会議の開催
- (2) 日常生活自立支援事業の実施（県社協委託事業）
  - ①福祉サービス利用援助
  - ②日常的金銭管理サービス
  - ③書類など預かりサービス
  - ④内部審査会の開催（毎月1回）
  - ⑤契約締結審査会への参加（随時）
- (3) 生計困難者に対する相談支援事業（えんくるり事業）
  - ①総合相談・支援事業の実施
  - ②個別支援会議の開催
  - ③社会資源開発事業
- (4) 資金貸付事業の実施
  - ①生活福祉資金貸付事業の実施（県社協委託事業）
    - ・福祉資金
    - ・教育支援資金
    - ・総合支援資金
    - ・不動産担保型生活資金
  - ②生活保護申請世帯一時貸付金事業（たすけあい金行）の実施
- (5) 総合相談事業の実施
  - ①一般相談の実施
  - ②法律相談の実施（第1・3月曜日）
- (6) フードパートナー事業の実施
  - ①生活困窮世帯への食料等の支援

#### 4 地域生活支援事業

現在の福祉課題は縦割りの福祉では解決に至らない、複雑なものが多くなっています。その背景には地域社会の脆弱化がもたらす影響が大きく、これを改善するためには地域社会の再強化を行う必要があります。

地域福祉コーディネーターを配置し、個別の課題を地域の課題（我が事）として捉え、地域住民に働きかけ、制度の枠組みにとらわれない、住民と専門職の両方で柔軟に対応する地域支援と個別・生活支援を合わせて行う「地域生活支援」の仕組みづくりを推進します。

- (1) 小地域ネットワーク事業
  - ①見守り・援助活動の推進
  - ②給食サービス活動の検討
  - ③ふれあい・いきいきサロン活動の推進
- (2) 災害時要支援者避難支援の推進
  - ①支え愛マップづくり活動の推進
  - ②支え愛会議の推進



## 5 ボランティアセンター事業（福祉教育を含む）

ボランティア活動の拠点として、市民のボランティアに対する理解と関心を深めるため、活動に必要な情報の収集・提供及び各種講座の開催を行い、コーディネート機能の充実とボランティアの育成や活動の支援を推進します。

また、福祉教育では米子市小・中・特別支援学校福祉教育研究協議会と連携して、各学校において児童・生徒に対し、福祉のこころを育てる教育の実践を推進します。

### （1）ボランティアセンター事業の運営（市行政委託事業）

#### ①ボランティア活動の相談及び調整

#### ②各種ボランティア講座の開催

- ・レクリエーション講座（4回）
- ・フォローアップ講座（2回）
- ・精神保健福祉ボランティア講座（障がい者支援課と共催）
- ・ミニぼらんていあ祭・ボランティア入門講座（米子市ボランティア協議会と共催）

#### ③ボランティア活動保険、ボランティア行事保険の手続き

#### ④ボランティアセンター研修室等の管理運営

#### ⑤各種ボランティア活動機材の貸出

#### ⑥「ぼらんていあ情報」の発行（毎月発行、米子市ボランティア協議会との共同発行）

### （2）介護支援ボランティア事業（市行政委託事業）

#### ①高齢者ボランティア活動者の登録、手帳の交付

#### ②高齢者ボランティア活動の相談及び調整

### （3）学校での福祉教育の推進

#### ①福祉教育推進校育成助成（小学校：23校、中学校：11校、特別支援学校：3校）

#### ②福祉教育推進研究協議会の開催（年1回）

#### ③福祉教育実践記録集の発行・配布

### （4）災害救援ボランティアマニュアルの整備

## 6 地域包括支援センター事業（市委託事業）

地域包括支援センターの設置目的である、地域包括ケアの形をそれぞれの地域毎に考えていく活動を続けていきます。これまで以上に、地域の活動団体との連携を図り、地域課題の整理を進めていきます。それぞれの地域の求められる形で地域ケア会議を開催し、高齢者だけでなく地域に住む誰もが住み続けたいと思える地域づくりを地域住民とともに進めていきます。

### （1）介護予防ケアマネジメント業務

（総合事業対象者・要支援認定者のケアマネジメント）

### （2）総合相談支援及び権利擁護業務

（複合的課題への対応、成年後見制度・消費者被害・高齢者虐待の相談・支援）

### （3）包括的・継続的ケアマネジメント支援

（地域の介護支援専門員の支援・ネットワーク作り）

- (4) 地域包括ケアシステムの構築に関する業務  
(地域の各活動団体との連携強化・地域ケア会議の開催)
- (5) 緊急連絡体制整備業務  
(緊急電話対応、点検)
- (6) 介護予防事業
  - ①認知症予防事業
  - ②認知症理解啓発事業  
(タッチパネル式簡易検査・認知症サポーター養成講座)
  - ③認知症初期集中支援チーム事業
  - ④地域活動サポート事業 (サロン・やって未来や塾支援)
- (7) その他
  - 看護学生・福祉大学の実習受け入れ
  - 医療介護連携に係る活動

## 7 ファミリー・サポート・センター事業 (市行政委託事業)

米子市内に居住している者 (在勤者\*依頼会員のみ) を対象とし、育児の援助を行いたい者 (援助・両方会員) と育児の援助を受けたい者 (依頼・両方会員) を会員として組織化し、保護者が子どもを育てやすい環境を整備するとともに、地域における子育て支援を推進します。

### (1) ファミリー・サポート・センターの運営

#### ①会員募集及び登録

- ・依頼会員登録説明会 (年60～70回)
- ・援助会員養成講習会 (年2回)
- ・会報誌の作成及び配布 (年2回)

#### ②会員の育成や交流を目的とする会の開催

- ・フォローアップ講習会 (年1～2回)
- ・会員交流会 (年2回)

#### ③サブリーダーの選任及び育成指導

- ・アドバイザー、サブリーダー連絡調整会 (年10回)

#### ④会員相互の援助活動の調整

- ・依頼 (両方) 会員、援助 (両方) 会員のマッチング
- ・会員間のトラブル発生時の調整

#### ⑤他のファミリー・サポート・センター及び関係機関との連絡調整

- ・(女性労働協会主催) 全国交流会、アドバイザー研修会への参加

## 8 お祝い、激励金事業

市内の高齢者を対象に記念品を贈り長寿をお祝いします。

また寄付を寄付者の意思に従い市内の交通遺児に激励金として支給し、交通遺児の福祉

の向上の一助になることを目的に実施します。

(1) お祝い事業

① 88歳(米寿)のお祝い

(2) 激励金事業

① 交通遺児激励金(15歳まで一人あたり3万円)

## 9 福祉バス運行事業

市内の高齢者の社会参加の促進と福祉団体の研修・大会等への参加を通じて研鑽を積むことで活動の活性化を図り、福祉の向上を目的として運行します。

(1) 老人福祉バスの運行(市行政委託事業)

(2) 社会福祉バスの運行

(3) 社会福祉バスの更新

(4) 福祉バス運営委員会の開催

## 10 福祉団体等への支援・協力

各種募金団体の事務を行い、米子市の福祉活動の財源を確保するとともに市内の福祉団体の事務局運営ならびに活動助成を行うことで、自立を促します。そして協力体制により誰もが暮らしやすいまちづくりのために協働を推し進めます。

(1) 募金団体の事務局運営

① 米子市共同募金委員会(10月募金実施)

② 日本赤十字社米子市地区(6月募金実施)

③ 米子地区更生保護協働会(10月募金実施)

(2) 福祉団体の事務局運営と自主活動化の支援

① 福祉団体の事務局運営 9団体

② 福祉団体の育成助成団体 11団体

## 11 介護事業

介護事業(デイサービス事業)については、介護人材の不足、施設設備の老朽化、また、平成30年度の介護保険・医療保険等の制度改正により、経営面からみれば今後も非常に厳しい状況になることが考えられます。しかし、社会福祉協議会の使命である「住民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進」と独自財源の確保を図るため、地域で自立生活を支援するデイサービス事業を継続実施していきます。

デイサービス事業は、米子市社会福祉協議会において現在唯一の独自財源を確保することができる事業であることから、職員の意識改革を図り、危機感を持って、組織の総力を結集して長期的安定経営を目指します。

(1) 米子市中央デイサービスセンター

介護保険事業者の増加により競争が激しく、利用者の確保に苦慮している状況にはありますが、施設が健康と福祉の拠点である「ふれあいの里」の中にあることや地理的に

も恵まれていることの優位性を最大限に活かし、地域とのつながりを大切にした特色のあるモデル的な事業展開を図ることにより、サービスの向上につなげ、地域に愛され、地域に必要とされる施設として、利用者の増と収益の向上に努めていきます。

※通常型デイサービスセンター（利用定員 30 人/日）

(2) よどえ通所介護事業所（よどえデイサービスセンター）

介護給付報酬単価の見直し等により運営が厳しい状況にありますが、職員が知恵を絞って集客に努め、資格取得や研修の受講により介護報酬の加算を得るなど地域貢献と収益のアップに努めているところです。また、地域に育ててもらおう中で、地域の住民にとって無くてはならない施設に成長しており、今後も地域の福祉関係者等と連携し、利用者の増と収益の向上に努めていきます。

※通常型デイサービスセンター（利用定員 25 人/日）